

4月1日現在65歳以上の年金受給者で住民税（町県民税）を

納税されている方は年金からの引き落としが始まります！

介護保険料が年金から引き落とされていない方や、年金所得に係る住民税額が年金の額を超える方などは対象ではありません。

●引き落としの対象となる年金は・・・

①老齢基礎年金、②昭和60年以前の制度による老齢年金、③退職年金等となり、受給額が高い年金からではなく、優先順位の高い年金から引き落としとなります。

障害年金及び遺族年金などの非課税年金からは住民税の引き落としの対象とはなりません。

●引き落としされる住民税額は・・・

年金の所得に係る住民税のみです。

給与所得や事業所得などに係る住民税は年金からの引き落としとはならず、従来どおり給与からの引き落とし、または納付書で納めていただくことになります。

●納税方法は・・・

初年度に限り、年金の所得に係る税額のうち半分は納付書により6月と8月に納めていただき、残りの半分の税額は年金支給月（10月・12月・2月）に年金からの引き落としとなります。

例）年金の所得に係る住民税が30,000円の場合

年金特徴の該当となる初年度の納め方

| 月 | 納付書 | | 年金から引き落とし | | |
|-------|-------|-------|-----------|-------|-------|
| | 6 | 8 | 10 | 12 | 2 |
| 税額(円) | 7,500 | 7,500 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| 算出方法 | 1/4 | 1/4 | 1/6 | 1/6 | 1/6 |

翌年度以後の納め方

| 月 | 年金から引き落とし | | | | | |
|------|-----------|-------|-------|-------------|-------|-------|
| | 4 | 6 | 8 | 10 | 12 | 2 |
| 税額 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 | 5,000 |
| 算出方法 | 前年度2月分の額 | | | 年税額の残り1/3ずつ | | |

※詳しくは、神山町税務保険課 町民税担当（IP2005/TEL676-1115）にお問い合わせください。